

計画の背景

- ◇ 景気回復、大震災からの復興需要、国土強靱化の推進、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、**建設投資が近年増加傾向**
- ◇ 雇用情勢が着実に改善する中、建設関連職種の有効求人倍率が上昇、企業の雇用不足感の高まりなど、**人材不足の状況**
- ◇ これまでの長期にわたる建設投資の減少の下、
 - ◆ 建設労働者の高齢化が進展する中で、新規卒卒入職者が減少する等、**将来を担う技能労働者の不足が懸念**
 - ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により、**雇用環境の改善が停滞**
- ◇ 人口減少や急激な少子高齢化による**労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展への悪影響となるおそれ**

計画の課題

建設産業が、今後についても、社会資本や産業基盤を造成・維持し、国民の安全・安心な生活と財産を守り、我が国の産業の活性化に貢献していくためには、建設産業の持続的な発展が不可欠である。このためには、他産業に比べて著しく高齢化が進展している状況や雇用改善が立ち遅れている状況に鑑みて、**若者が展望をもって安心して生き活きと働ける魅力ある職場づくりを推し進めることを課題とし、若年技能労働者の確保・育成、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備、職業能力開発の促進、技能継承を最重点事項として、施策を推進していくこととする。**

課題(テーマ)

若者が展望をもって安心して生き活きと働ける魅力ある職場づくりの推進

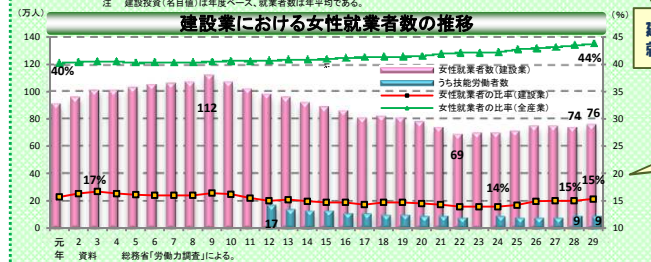
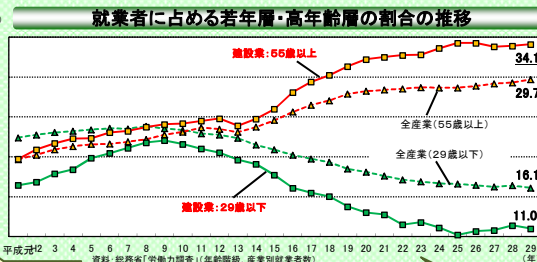
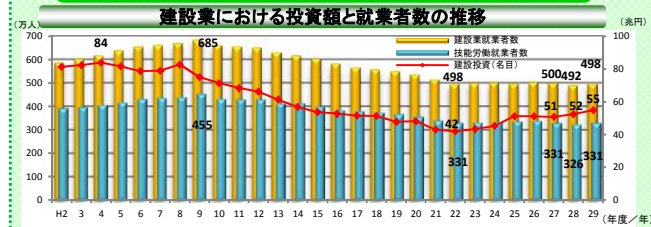
施策の最重点事項

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承



資料1-1

建設経済・建設労働者の動向



**建設労働者を
取り巻く現状**

高齢化による
将来の担い手
不足の懸念

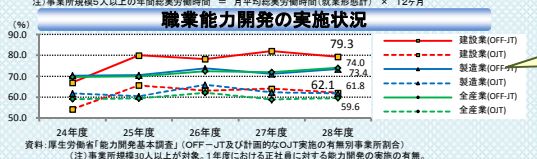
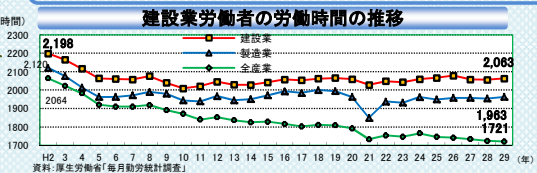
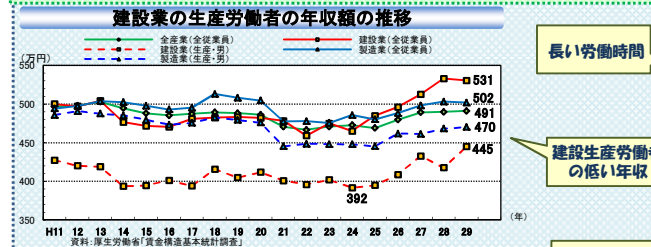
人材不足
特に躯体職種
と専門技術職

高い離職率

建設投資の減少
就業者の減少

低い女性就業者
の割合

建設労働者の労働条件等の動向

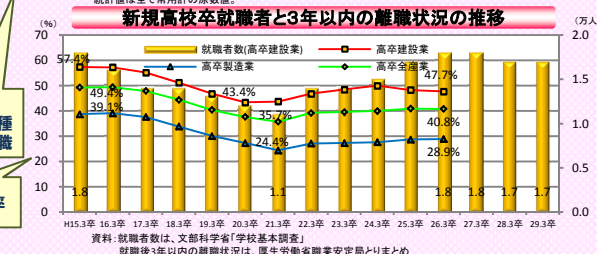
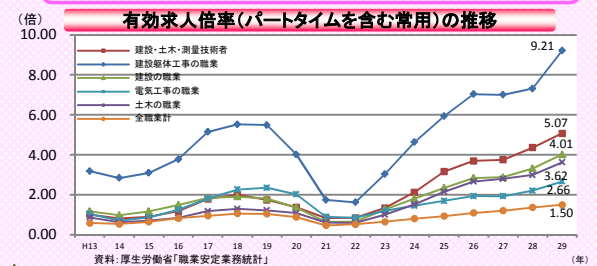


建設業の週休二日制の導入状況

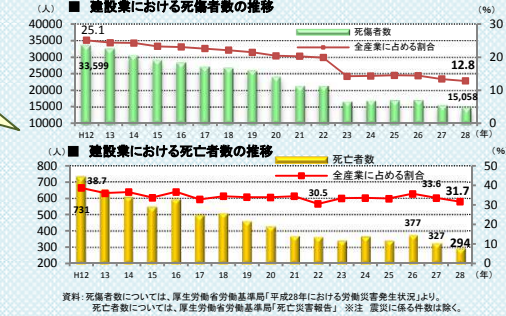
	建設業	全産業
完全週二日制(括弧内は平成13年)	33.1% (23.6%)	49.0% (33.6%)

資料: 厚生労働省「平成29年就業条件総合調査」(注)事業所規模30人以上が対象。平成29年1月1日現在の状況

建設労働者の需給動向



建設業における労働者災害の発生状況



第9次 建設雇用改善計画 若者が展望をもって安心して生き活きと働ける魅力ある職場づくりの推進（施策編） (H28～H32)の概要

施策の基本的事項

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成

- (1) 若年労働者の確保・育成
 - ▶ 建設業の魅力の発信、その関心の喚起のための取組
 - ▶ ハローワークによるマッチング支援
 - ▶ 若年労働者を育成する職場風土の醸成のための支援
- (2) 女性労働者の活躍の促進
 - ▶ 仕事と家庭の両立や女性のキャリアアップ促進のための就労環境の整備
 - ▶ 男女別トイレの設置等職場環境の整備のための支援
- (3) 高齢労働者の活躍の促進



2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

- (1) 建設雇用改善の基礎的事項の達成
 - ▶ 雇用関係の明確化に向けた取組
 - ▶ 長時間労働の改善のための労使の自主的な取組への重点的な指導
 - ▶ 完全週休2日制の普及に向けた段階的な取組としての4週8休制の導入等の促進
 - ▶ 労働保険及び社会保険の一層の適用促進
- (2) 労働災害防止対策の推進
 - ▶ 労働災害防止計画等を踏まえ、建設業における総合的な労働災害防止対策の推進

3 職業能力開発の促進、技能継承

- (1) 事業主等の行う職業能力開発の促進
 - ▶ 認定職業訓練、技能実習の実施の促進
 - ▶ 公共職業能力開発施設における建設労働者の訓練の実施
 - ▶ 資格、教育訓練、処遇を関連づけたキャリアパスの検討への支援
 - ▶ 多能工化に資する職業訓練の推進
- (2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進
- (3) 熟練技能の維持・継承及び活用
 - ▶ 各種大会を通じた技能の魅力・重要性の啓発
 - ▶ 熟練技能労働者による技能講習等
 - ▶ 技能労働者が不足する職種等についての教育訓練の取組への促進
 - ▶ 高齢者の技能指導方法等向上のための訓練の促進

4 雇用改善推進体制の整備

- (1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備
- (2) 事業主団体における効果的な雇用改善等の推進
- (3) 地域の実情を踏まえたきめ細かな雇用改善の推進
- (4) 建設労働者確保育成助成金制度の活用等
- (5) 関係行政機関相互の連携の確保等
- (6) 雇用改善を図るための諸条件の整備
 - ▶ 労務関係諸経費の確保、適切な工期の設定等
 - ▶ 公共工事におけるダンピング対策の強化、施工時期の平準化等



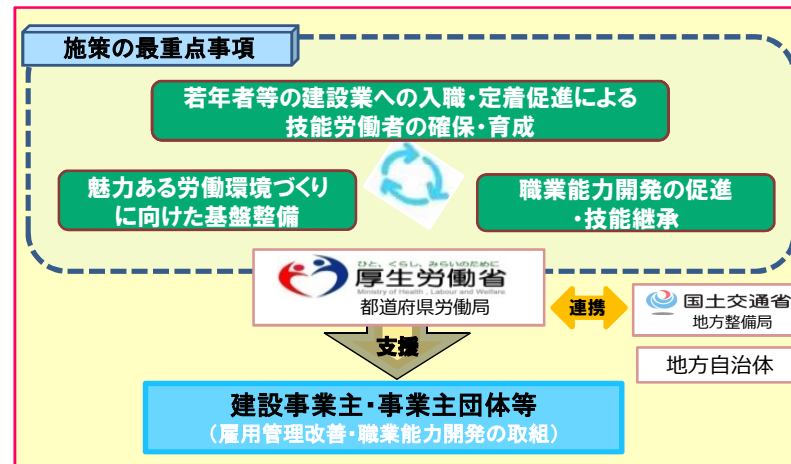
5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等

- 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等
 - ▶ 制度の趣旨に沿った適切かつ効果的な事業運営の確保

6 外国人労働者への対応

- ▶ 外国人労働者の就労環境の整備
- ▶ 不法就労等の防止
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピック等の建設需要に対応するための緊急かつ時限的な外国人材の活用

「魅力ある職場づくり」の推進体制



事業主による「魅力ある職場づくり」の効果(イメージ)

